

令和7年度

一般廃棄物処理実施計画

玄海町

目次

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

1 目的

2 計画期間

3 一般廃棄物の排出見込み

4 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出されるごみ及び粗大ごみ

(2) 事業活動に伴って排出されるごみ

(3) し尿及び浄化槽汚泥

5 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

1) 排出抑制・再資源化計画

2) 収集運搬計画

3) 中間処理計画

4) 最終処分計画

5) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(2) 生活排水処理実施計画

1) 生活排水処理実施計画

2) 処理区域

3) し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

令和7年度一般廃棄物処理実施計画

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年玄海町条例第14号）第2条の規定に基づき、令和7年度一般廃棄物処理実施計画を定めるものとする。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

本計画は、状況に応じて見直すものとし、見直した際には廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条の規定に基づき、その都度遅滞なく公表するものとする。

3 一般廃棄物の排出見込み

種 類		排 出 量	合 計
家庭系 ごみ	燃えるごみ	747 トン	948 トン
	燃えないごみ	102 トン	
	粗大ごみ	41 トン	
	資源ごみ	58 トン	
事業系ごみ ※1		332 トン	332 トン
し尿	し尿	842 キロ リットル	2,238 キロ リットル
	浄化槽汚泥	1,396 キロ リットル	

※1 事業系ごみとは、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外のものをいう

4 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭から排出されるごみ及び粗大ごみ

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
燃えるごみ	町(委託)	町(委託)	町(委託)
燃えないごみ			
資源ごみ			
粗大ごみ			

(2) 事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
事業系ごみ	排出事業者 許可業者	町(委託)	町(委託)

(3) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集運搬	中間処理	最終処分
し尿	許可業者	町(委託)	町(委託)
浄化槽汚泥			

5 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

1) 排出抑制・再資源化計画

① 排出抑制の方法

A 生ごみ堆肥化処理に対する支援

(a) 残飯類を家庭で堆肥化する電気式生ごみ処理機及びコンポスト機器購入に対する支援 「玄海町家庭用ごみ処理機器購入費補助金」

(b) 生ごみ減量に関する資材提供等の支援

B 資源ごみ回収運動の展開

町に登録している資源ごみ回収団体が、古紙、布類、金属、空きビン等を資源物回収業者へ売却した場合、売却代金とは別に奨励金を交付する。

「玄海町資源物回収事業奨励金」

種 類	回 収 量	合 計
ペットボトル	13 トン	16 トン
紙類	3 トン	
布類	0 トン	
金属類	0 トン	
ビン類	0 トン	

C 広報、啓発活動

廃棄物の減量化及び資源化について、町民及び事業者の理解と協力を得るため、次のような啓発事業を展開する。

- (a) ごみ処理施設見学会の開催
- (b) 小学校社会科副読本の配布
- (c) 各種啓発パンフレット、冊子の配布
- (d) C A T V、H Pを活用した広報・啓発活動
- (e) その他情報提供、広報・啓発活動

2) 収集運搬計画

① 収集区域の範囲

玄海町全域とする。

② 収集の方法及び回数

A 家庭から排出されるごみ及び粗大ごみ

(a) 一般収集計画

家庭から排出される一般廃棄物は、町が年間スケジュールを立て次の区分により業者に委託して収集する。

一般廃棄物収集運搬処理業者（委託）：有限会社 肥前新生社

なお、収集回数及び収集経路については、排出状況に応じて適時見直すものとする。

区 分	廃棄物の種類	収集方法及び回数
燃えるごみ	生ごみ、紙屑、布類、革・ゴム製、プラスチック類	町指定のポリ袋により、週3回ステーション方式で収集する。
燃えないごみ	金属類、ガラス類、陶器類、プラスチック類	町指定のポリ袋により、月1回ステーション方式で収集する。
資源ごみ	飲料用・食品用のペットボトル	各地区に設置しているペットボトル入れ容器を月2回ステーション方式で収集する。
	飲料用・食品用の缶、飲料用・食品用のびん	町指定のポリ袋により、月3回ステーション方式で収集する。
	新聞紙・雑誌・段ボール・紙バック	集団回収にて収集する。
	小型家電リサイクル対象物	燃えないごみとして月1回ステーション方式で収集し、唐津市清掃センターにてピックアップ方式で分別する。
粗大ごみ	家電製品類、家具類、寝具類、自転車・遊具類 (PCリサイクル・家電リサイクル法・小型家電リサイクル法の対象外となるもの)	町指定のポリ袋により、月1回ステーション方式で収集する。
有害ごみ	乾電池等	本庁、出張所、町民会館、公民館等に専用の乾電池回収容器を設置し収集する。

(b) 多量排出時の処理方法

引っ越し等に伴って多量排出するときは、排出者自らが処理施設まで運搬又は許可業者による収集、運搬により処理するものとする。

(c) 臨時収集計画

公共施設等における犬、猫の死体を臨時的に収集する。

(d) 集積場所

集積の拠点となるごみステーション及びごみボックスは、町内における排出状況等を考慮して玄海町ごみステーション及びごみボックス設置要綱（平成31年玄海町要綱第26号）に基づき設置する。

B 事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）

(a) 事業系ごみの責任

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理・処分することを原則とする。自ら処理・処分できない場合には、排出者が自らの責任において町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託して収集運搬し、唐津市の処理施設で処理するものとする。

(b) 事業系ごみの適正な監督

事業者の排出責任や処理（収集運搬を含む。）の徹底を図るとともに、ごみの減量・再資源化に取り組むよう指導、啓発を行う。

(c) 一般廃棄物（事業系ごみ）処理業許可業者の状況

玄海町一般廃棄物（事業系ごみ）処理業許可業者一覧 令和7年4月1日現在（順不同）

許可業者名	許可区分	収集範囲	許可車両数
玄海産業株式会社	収集、運搬 (積替え、保管行為は含まない)	玄海町全域	1台
有限会社西村セーブザアース	収集、運搬 (積替え、保管行為は含まない)	玄海町全域	1台
有限会社唐津環境整備センター	収集、運搬 (積替え、保管行為は含まない)	玄海町全域	1台
有限会社メディクリーン	収集、運搬 (積替え、保管行為は含まない)	特定の事業所に限る	1台

令和6年度の許可業者における処理施設への搬入実績は、331,740kg

ごみの排出量見込み等を勘案すると、既存の許可業者で適正な処理体制が確保できるため、新規の許可はしない。

既存の許可業者において、町が指定する施設への搬入量が少量で、かつ、搬入回数が少ない許可業者については、許可内容を搬入量に応じた能力に見直す等、適正な収集及び運搬が実施されるよう指導を行う。

3) 中間処理計画

① 処理施設の概要

A 焼却施設の概要

(a) 焼却施設の概要

名 称	唐津市清掃センター
所 在 地	唐津市北波多岸山字内野234-2
処理方式	流動床式全連焼却炉
施設能力	150t/日 (50t/24h×3炉)

(b) 処理量

搬 入 者	処 理 量	合 計
町	931 トン	1,293 トン
許可業者 (自己搬入分を含む)	362 トン	

(c) 処理後の残渣量 169 トン

(d) 切断破碎施設

施 設 名	残 渣 量	処 理 方 法
唐津市清掃センター	11 トン	埋 立

B ペットボトル保管処理施設の概要

(a) ペットボトル保管処理施設の概要

名 称	株式会社 E c o . ライン
所 在 地	佐賀県唐津市相知町伊岐佐京野甲1146-1
処理方式	ラージベール圧縮・梱包

(b) 処理量 13,900 kg

(c) 引渡見込量 13,280 kg

(d) 令和7年度上期再商品化事業者

名 称	株式会社熊本市リサイクル事業センター 新港事業所
所 在 地	熊本県熊本市西区新港1丁目4番21号

4) 最終処分計画

① 最終処分場の概要

名 称	唐津市清掃センター
所 在 地	唐津市北波多岸山字内野234-2
埋立地面積	12,700m ²
全体容量	76,200m ³
残余容量	0 m ³ (令和6年3月末)

② 搬入される廃棄物の年間埋立容量(覆土量を含む)

廃棄物の種類	埋立量	備 考
破砕不燃残渣	11 トン	
焼却残渣	169 トン	
合 計	180 トン	

③ 埋立計画

(a) 埋立方法

処 分 場 名	埋 立 方 法
唐津市清掃センター	管理型
クリーンパークさが	管理型

5) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

① 適正処理困難物

適正処理困難物は、適正に処理されるよう、販売店や専門業者等への引き渡しを推進する。

② 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目

法の対象品目であるユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管、液晶、プラズム式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機は、排出者自らが指定引取場所まで運搬するか、小売業者等に収集運搬を依頼してもらう方法により処理する。

③ 一般廃棄物再生利用業の指定

パレット類、剪定木、水草、動植物性残渣等は、指定再生利用を促進する。

④ 資源有効利用促進法による家庭用パソコンの処理

排出者から製造等事業者へ直接回収を依頼してもらう方法により処理する。
または、小型家電リサイクル法の対象品目として処理する。

⑤ 小型家電リサイクル法対象品目

町指定の燃えないごみ袋により排出し、中間処理施設において分別し、リサイクル業者へ引き渡す。

⑥ 少子高齢化社会に伴う収集困難地区

少子高齢化に伴い、一般廃棄物を地区のごみステーションへ搬出することが難しくなる場合に備え、今後の社会情勢に合わせた一般廃棄物収集体制を検討する。

⑦ 在宅医療廃棄物

近年、在宅医療の進展に伴い、一般家庭から医療廃棄物が排出されることが预见されるため、関係機関等と安全で効率的な収集や処理方法を検討する。

⑧ 災害等に伴ったごみの処理

災害等の発生により、町の処理計画に著しい変動が予測される場合は、支援協力協定締結団体、関係団体等の支援、協力を受け処理を行うものとする。

【支援協力締結状況】

締結日	協定名	協定締結先
平成29年12月27日	災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る支援協力に関する協定	唐松地区環境整備事業協同組合
平成30年 5月10日	災害時における廃棄物の処理等の支援協力に関する協定	(一社)佐賀県産業資源循環協会

(2) 生活排水処理実施計画

1) 生活排水処理実施計画

処理方法別人口は次のように予測する。

し尿収集人口	浄化槽人口	自家処理人口	下水道処理人口	合計
37人	739人	0人	3,979人	4,755人

2) 処理区域

施設区分	処理区	汚泥処理
特定環境保全公共下水道	南部処理区	公共下水道の取扱は産業廃棄物
	北部処理区	公共下水道の取扱は産業廃棄物
農業集落排水処理施設	座川内・湯野尾地区	唐津北部衛生処理センターで処理
	小加倉・有浦下地区	唐津北部衛生処理センターで処理

3) し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

① 収集運搬計画

a 収集運搬する廃棄物の量

搬入者	種類	収集運搬量	合計
許可業者	し尿	842 <small>キロリットル</small>	2,238 <small>キロリットル</small>
	浄化槽汚泥	1,396 <small>キロリットル</small>	

b し尿及び浄化槽汚泥の処理

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
し尿	許可業者	町（委託）	町（委託）
浄化槽汚泥			

c 収集区域の範囲

町内全域とする。ただし、公共下水道処理区域（当該公共下水道処理区域内にある下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年未満の水洗便所に改造してないくみ取り便所を設置する建築物を除く。）を除く。

d 収集回数

し尿については、おおむね月に1回、行政区ごとの定期収集とする。
浄化槽汚泥については、浄化槽法に基づく年1回以上の清掃作業に伴って排出された汚泥を収集する。

e 収集方法

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理業許可業者が収集、運搬する。

許可業者名	許可区分	収集範囲
有限会社 肥前新生社	収集、運搬	玄海町全域

収集運搬体制については、排出量見込を勘案し、既存の許可業者による適切な収集運搬体制が確保できるため、現行どおりを基本とし、新規の許可はしない。

f 中継施設の概要

名 称	し尿処理中継施設
所在地	玄海町大字大藪字値賀山2089-124
構造	鉄筋コンクリート
貯留能力	60t

② 処理計画

a 処理施設の概要

名 称	唐津北部衛生処理センター
所在地	唐津市呼子町大友9017番地8
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
施設能力	77Kl/日(し尿45Kl/日・浄化槽汚泥32Kl/日)

③ 残渣の量及び処分方法

区 分	残 渣 量	処 分 方 法
し 渣	0 トン	焼却(一部コンクリートブロック化)
汚 泥	140 トン	堆肥化(一部焼却及びコンクリートブロック化)

④ その他

a 生活排水の汚泥負荷削減のための方策

合併処理浄化槽においては、調理くずや廃食用油などの処理、洗剤などの適正使用を心がけるように住民に協力を求め、生活排水の汚泥負荷量の削減に努める。

b 広報啓発

生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報啓発活動を実施する。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努める。

c 災害等の発生に伴う、し尿・浄化槽汚泥の処理

災害等の発生により町の処理計画に著しい変動が予測される場合は、支援協力協定締結団体、関係団体等の支援、協力を受け処理を行うものとする。

【支援協力締結状況】

締 結 日	協 定 名	協 定 締 結 先
平成29年12月27日	災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る支援協力に関する協定	唐松地区環境整備事業協同組合